

## Q4. 産休中って収入はどうなるの？

産前・産後休業及び妊婦検診等の時間について、賃金が支払われるかどうかは会社の規定によります。法律では賃金の支払いは義務付けられていません。

しかし、賃金が支払われない場合や、一定の要件を満たす場合に、健康保険から「出産手当金」が支給されます。



	産前・産後休業中の収入や負担
休業期間中、支給される手当金	健康保険制度で「出産手当金」が標準報酬月額 <sup>※</sup> の平均額の3分の2まで支給 <small>※1か月あたりの給料を1等級から31等級までに区分したもの。厚生年金の保険料や年金額を計算するときに使用されます。</small>
健康保険料・厚生年金保険料	労使とも免除（ただし、申請が必要） 健康保険は通常通り給付。厚生年金の算定期間には保険料免除期間も含まれる。
雇用保険料	労使とも負担（無給の場合、負担なし）
労災保険料	使用者のみ負担（無給の場合、負担なし）



もっと知りたい!



詳しくはこちら

- 妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビトップページ

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

こちら ▶



- 妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ「母健連絡カードについて」

[https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/renraku\\_card/](https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/renraku_card/)

こちら ▶

